

後々の教育に由つて、僅に其品格の外面を保つて居る人でありまして、何かの誘惑に出遇ふと、忽ち夫に左右せられるのであつて、所謂品性の確立を缺いて居る人でありませう。

古來の俚諺は、屹度幾分つゝの眞理を含んで居るものですが、この點につきては、十分信用すべき根據を有する俚諺が多いのです。『三つ子の魂八十まで』とは、所謂三つ子も既に誦する所ですが、私は、更に、次回に於て、吾々保育の任にある者の常日専ら服膺すべき西洋の格言の著るしいものを集めて記載しませう。

兎に角、人間の道徳 Moral といふ字の起元は習慣といふ意味である通り、道徳は、習慣となるに至つて始めて尊い價值がある。この習慣は生後七年までに大低は出來て仕舞ふとは、フロエベル

先生の言葉であつて、これは何人も一致する所であつて、見れば幼年の時のこの教育は極めて大切である事が知れませう。

かく記して來ますと、固より何れに輕重はないのであります。此時分の教育で道徳の方面の方が反つて身體よりかも大切ではありますまいか、何故かといふに、足を一本不具にしても、尙其人は世に處して行けます。然し、若し、嘘つきとなつて生長すれば、其人はもう社會から排斥されねばなりませぬ。

婦人と親族法 (二)

太田 英 隆

第二章 戸主及家族

前第壹章に於きましては、親族とはどんなもの

であるかを述べました。本章に於きましては、主として戸主と家族との關係を示し、併せてどんな人が、戸主であつて又どんな人が家族であるかを述べようと思ひます。

第一節 家の組織

我が家族制度は餘程昔から一家和睦の風を養成しまして、家庭上親子は互に相親愛し、夫婦相和し兄弟相信じ、援いて君國の事に及ぼし、忠君愛國の美果を收めて來たものでありまして、教育の方法與つて力あるとは云へ、一家の組織亦その素をなすものと謂はねばなりませんこの風習は一朝にして其の跡を絶つべきではありませぬ。民法か、親族法を制定するに當りまして、大体に於て家族制度に則り、その規定を設けましたのも、つまり其邊を考へての事であらうと思はれます。

法律上家と云へば、戸主の權利が及ぶ區域を指すものでありまして、本家とか、分家とか、同家とか云ひますのは、共同祖先を有つてゐる數家の關係を示す語に過ぎません、分家は本家に對しての語であつて、一家の家族が、其戸主の羈絆を脱し新に立てた所の一家でありまして、本家は即ち分家の出た家を云ひます。同家は本家に對する分家相互の關係であります。本家分家同家は祖先を同じうする一族として實際上密接の關係を有するばかりではなく、法律上に於てもある種の効力を付することゝしてあります。例へて云ふならば、本家相續の必要があるときは、分家の推定家督相續人でも其家を去ることが出來ますし、又分家の戸主は隱居の條件を充たさないでも、その儘隱居して本家の相續をすることが出來、又本家、分家

て原則とします。併しこの、原則を以て、子は常に父に附随するものであると解してはなりません。若し父が入夫であつて離婚をするか、又は養子であつて離縁をして、婚家又は養家を去るときは、子は當然父に随従して父の家に入るべきものではありません。それですから、この規定は、子たる自分の定つたときに適用せられるに過ぎません。もし父母共に知れないときは、その子はどうするかと云ひますと、このときは、一家を創立せねばなりません。之れは、第七百三十二條第三項によつて明かでありまして、戸主権取得の一の特別原因と見るべきものであります。

子は父の家に入ると云ふ原則は、父が子の生れない前に、その家を去つた時に之れを適用しますと、子は生れるとすぐ父の屬せない家に入るやう

ですが、この場合は、子は懐胎の始めに遡りまして、當時父が屬せし家に入るのであります。さうでありませんが、第七百四十五條によつて、養子が離縁に因りて養家を去るに當りまして、若し同時に離婚のないときは、妻も夫と共に家を去るのでありますから、父の實家に入るべきであります。併し乍ら、この規定も適用せられない場合があります。即ち一旦父と共に家を去つた母が、協議上の離婚をして生家に歸るか、又三ヶ月内離縁を名として離婚の訴を起して、子の生れない前に復籍しました時は、其子を父の舊婚家に屬せしめるのであります。

右述べましたのは、當然家族となるべきものであります。尙この外轉籍に依りまして家族となるものがあります。それは左のものです。

(一) 家族の庶子及び私生子は、戸主の同意がなければ其家に入ることは出来ません。

(二) 庶子が家に入ることの出来ない場合は母の家に這入つて私生子が母の家に入ることの出来ないときは一家を創立せねばなりません。

(三) 女戸主が、入夫婚姻をしましたときは、入夫は其家の戸主となります、但し本人が、婚姻の當時反對の心を示したときは違います。

(四) 戸主の親族であつて他の家に在る者は、戸主の同意を得て其家族となる事が出来ます

(五) 婚姻や養子縁組で他の家に這入つた者が、其配偶者や養親の親族でない自分の親族を、婚家や養家の家族とせうと思つた時は、前の規定に依る其外に、其配偶者又は養親の同意すること

が必要であります。

(六) 婚家又は養家を去りました者が、其家に在る自分の直系卑屬を自分の家の家族とせうと思つたときは、(五)の場合と同じであります。

〇〇〇 實家復籍

婚姻又は養子縁組で他の家に入つた者が、離婚又は離縁で出る時は、七百三十九條に實家に復籍すと規定してあります。この規定は、素人考へでもさうあるべきであります、もしこの時に、實家に歸らうと思つても、實家が無くなつてゐることに出来ない時にはどうするのでせう、この場合は、別に一家を創立するか、若くは其實家を再興するか、この二つの内一つを採るより外に仕方はありません。

〇〇〇 再婚及び再縁組

我國今迄の習慣によりまして、婚姻又は養子縁

組で他家に入つた者が、更に他家に行かうとするには、一旦實家に歸つた上で行くのが通例であつたやうですが、之れでは煩勞がかゝると云ふ所で民法は、本人が現に在る家と實家の戸主の同意があつたなら、其家からすぐ他家に行かれるとしてありませぬ、それでは、この場合に本人に同意を與へなかつたならば他に行く事は出来ないかと云ひますに、之れは自分の勝手に行く事が出来ます。が、其代り一つの制裁があります。そは、同意をせなかつた戸主は、本人が他に行つてから一ケ年内に、再び自分の家に歸られないと拒むことが出来るのであります。

離籍及び復籍を拒絶せられたる家族

離籍には二つの場合がありまして、一は戸主の同意を得ずして居所を定められた時、他の一は同意な

くして、婚姻又は養子縁組をした時であります。この時は、何れも勝手に出たのですから、又勝手に歸る譯には参りませぬ。他から歸された時に、戸主がさわか歸りとすぐ入れて呉ればよいが、中々さう虫のよい人ばかりはない、そこで本人は入る家がないと云ふ事になりますから、新に一家を創立せねばならない事となります。

他家相續分家及び廢絶家再興

これは第七百四十三條によりまして、他家を相續し、分家を爲し、又は廢絶したる本家分家同家、其他親族の家を再興する時には、戸主の同意さへあれば、何時で出来るのであります。

この場合が皆成年であれば、既に述べし如く單に戸主の同意ばかりでよいが、若し未成年者であるとすれば、戸主の外尙ほ親權を行ふ、父母又は

後見人の同意を得ることが必要なのです。この場合に注意をせねばならないのは、家族が戸主の同意さへあれば、何人でもよいかと云へばさうは行かない、即ち推定家督相續人は、他家に入つたり一家を創立する事は許しません(ついで)

苺と夏蜜柑

石井泰次郎

夏蜜柑の皮をもてつくる物の一つ

原料割合

夏蜜柑の皮	大	二つぶり
砂糖	ザラメ上品	六十匁
味	糖	三 勺
水	糖	四 勺
鹽	糖	一 匁

白角寒天

一本

夏蜜柑の皮の、上面を薄く一皮むきて(きはめて薄くむくべし)四つに切て、實を取て、皮のうら皮の白きを薄くへぎ去りて(厚くへぐべからず)水にひたして洗ひて、鍋に入れ、水を加へて、炭火にかけ、煮立て、湯をながして、亦水にかへて煮る、かくすること十分間づゝにして、一時間して、

皮のやはらかく、にがみなくなる時、馬尾節にて裏漉にこして(裏漉しとは馬尾節のうらに皮をのせて木杓子にて押てこす事なり、目を筋かへて使ふ事、木杓子を一度は立て使ひ、一度は平たくして使ふ事を心すべし)鍋に入れ、さたう、みりん、しほ、水とを合せて煮て、ねりて、白角寒天を水にて洗ひて、水に浸しおきて、細々